

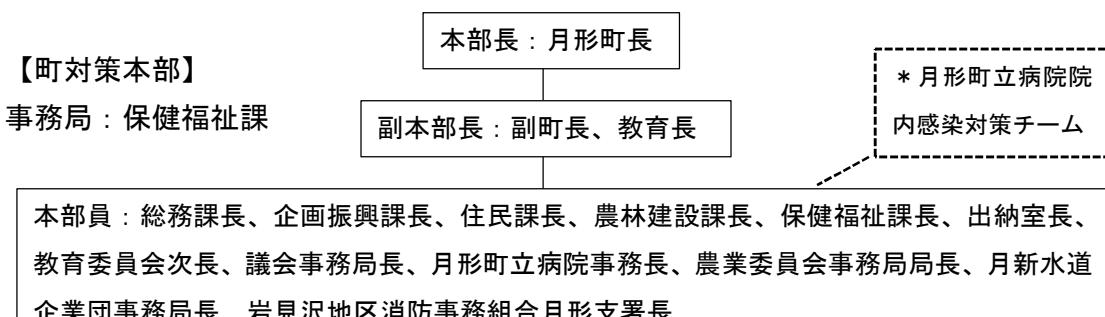
●第2章 初動期の取組

第1節 実施体制

1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の対応

(1) 政府対策本部が設置され²⁰、直ちに道が道対策本部を設置した場合において、町も対策本部を設置することを検討し、町長が設置決定をしたときは、準備が整いしたい、保健福祉課が中心となり「月形町感染症対策本部」（以下「町対策本部」という。）を設置します。

(2) 必要に応じて、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進めます。



* 必要に応じて、月形町立病院院内感染対策チームから意見を聞くことができるものとします。

2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保の準備

機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援²¹の下、必要となる予算を迅速に確保し、機動的かつ効果的な対策を実施する準備を行います。

第2節 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

1 町民への情報収集・情報提供、共有

- (1) 町民に対するきめ細かい情報収集、情報提供を行うため、道等と連携し、町ホームページやLINE、広報等を活用し、詳細でわかりやすく、出来る限りリアルタイムに情報提供や注意喚起を行います。また道のコールセンター等の情報提供等を行います。
- (2) 感染症に対する正しい理解を図り、感染者へ対する誹謗や中傷がないよう、詳細でわかりやすい情報提供に努めます。

2 道と町の間における感染状況等の情報提供・共有

- (1) 町民に対するきめ細かい情報収集、情報提供を行うため、国、道及び関係機関等

20 特措法第15条

21 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

とで電子メール、電話等を活用し、緊急に情報収集、提供を行います。

- (2) 道から要請を受けて新型インフルエンザ等の患者の健康観察及び生活支援に対し、必要な協力を行います。

3 双方向のコミュニケーションの実施

国からの要請に基づき、保健福祉課に相談窓口を設置し、適切な相談、情報提供に努めるとともに、感染者への誹謗、中傷に対する支援を行います。

第3節 まん延防止

1 国内でのまん延防止対策の準備

- (1) 国からの要請を受けて業務継続（B C P）計画に基づく対応の準備を行います。
- (2) 国及び道と連携しながら、海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や個人における感染対策に関する情報提供及び注意喚起を行います。
- (3) 国や道からの要請に基づき、水際対策へ対し、適宜協力します。

第4節 ワクチン

1 ワクチン接種体制の構築

- (1) 国や道の指示を受けた上で月形町立病院と協議を行い、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行います。
- (2) 月形町立病院の協力を得ながら、ワクチン接種に必要な資材を適切に確保します。

2 特定接種の接種体制の構築

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、月形町立病院や地域介護老人保健施設等が関連する医療法人等の協力を得て、その確保を図ります。

3 住民接種の接種体制の構築

- (1) 接種を速やかに開始できるよう、準備期第4節の4に基づく接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要なワクチン量の推計や接種日数や接種日の決定、接種日毎の接種人数や接種地域の設定、その他の資材等の確保を行います。
- (2) 接種に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、全庁的な実施体制が確保できるよう、調整を行います。

- (3) 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、接種マニュアルを作成するとともに、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行います。なお、外部委託できる業務については積極的に外部委託する等、業務負担の軽減策も検討します。
- (4) 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、月形町立病院の協力を得て、その確保を図ります。
- (5) 接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、地域の医師会、近隣市町村、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行います。その際、あわせて、夜間や休日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制の確保に努めます。高齢者が接種しやすいよう、接種会場への送迎手段の確保を検討します。また小児の接種には、小児科での接種を望む保護者も多いことから、必要に応じて岩見沢市や美唄市等、近隣市町に受入れを打診、要請します。
- (6) 高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者、矯正施設への収容者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、月形町立病院や各社会福祉施設等と連携し、巡回接種等の接種体制を構築します。
- (7) ワクチンの必要量を確実に入手できるよう、国、道、薬剤調達業者等と連携し、適正な管理に努めます。
- (8) 接種経路の設定にあたり、感染予防の観点からロープ等により進行方向に一定の流れを作ったり、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないよう配慮します。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように配慮したり、要配慮者への対応が可能なように準備を行います。
- (9) 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関して、あらかじめ月形町立病院と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行います。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに接種担当医師との相談の下、救急搬送します。
- (10) 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所について、月形町立病院の協力を受け、必要な措置を講じます。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守します。また、収集の頻度や量等について相談します。
- (11) ワクチンの接種データを健康管理システムにおいて適切に管理し、次回接種時

の接種人数の推計や個人への通知に活用します。

第5節 保健

1 岩見沢保健所との協力体制の構築

岩見沢保健所が感染症有事体制に移行するにあたっては、道からの要請を受けて必要な協力をを行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築します。

第6節 物資

1 感染予防衛生資材等の備蓄状況等の確認

準備期に引き続き、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を確認し、資材等が不足する可能性も考慮し、月形町立病院や社会福祉施設等と連携し、優先順位をつけながら調達を行います。

第7節 町民の生活及び地域経済の安定の確保

1 対策支援継続にむけた支援の実施

新型インフルエンザ等の発生時支援の実施にかかる行政手続きや支援金等の方法について、必要な財源の確保を行う等の体制構築を行うとともに、道が実施する感染の可能性のある者との接触機会の軽減を目的とした諸々の事業者対策の要請について、町民や事業者への周知等の必要な協力をしています。

* 事業者に求められる感染対策（感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等）

2 生活関連物資等の安定供給に関する町民等及び事業者への呼び掛けへの協力

道が実施する、道民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の道民生活との関連性が高い物資又は社会経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入にあたっての消費者としての適切な行動を求める呼び掛けや、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう、事業者に対する要請に対し、事業者、町民への周知等、必要な協力をしています。

3 遺体の火葬・安置における準備

道を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起った場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。